都型放課後等デイサービス事業実施要領

３福保障施第２９４６号
令和４年３月３１日
７福祉障施第５４号
（最終改正）令和７年５月２０日

１　目　的

この要領は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第１９条に基づき、事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

２　活動内容

実施要綱第５条による「日常生活の充実と自立支援のための活動」、「多様な遊びや体験活動」、「地域交流の活動」、「こどもが主体的に参画できる活動」について、①方針等、②具体的活動内容、③実施規模等の計画を策定すること。なお、各活動は別表１を参照すること。

３　個別支援計画

（１）５領域「健康生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」とのつながりを明確にし、個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を記載すること。

（２）実施要綱第６条第３号の学校との連携について、個別の教育支援計画等について情報が得られない場合は、学校との情報交換会等で学校での支援実施内容等を確認し、記録すること。

（３）実施要綱第６条第４号に基づく保護者への報告は、確認を受けた年月日を記録しておくこと。

４　コア職員の配置

実施要綱第７条第２項に規定するその他の条件は、以下のとおりとする。

ただし、本事業実施後、以下の条件を満たさなくなった場合は、別表３のとおり従業者の配置を猶予することができる。

（１）常勤職員等であること。

（２）報酬基準の従事者の員数の算定外であること。

（３）児童指導員等加配加算を取得していること。

（４）実施要綱第７条第１項第１号のコア職員を配置する場合

①基本補助Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型

ア　実施要綱第７条第１項第１号において定められた職種以外の職員で専門的支

援体制加算を取得していること。

イ　児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の対象者でないこと。

②基本補助Ⅳ型、Ⅴ型、Ⅵ型

ア　専門的支援体制加算を取得していること。

イ　児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算の対象者であること。

（５）実施要綱第７条第１項第２号のコア職員を配置する場合

①基本補助Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型

ア　児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の対象者でないこと。

イ　実施要綱第 7 条第 1 項第 1 号において定められた職種で専門的支援体制加算を取得できる場合は（４）②とする。

５　送迎の実施

（１）原則として送迎加算又は通所自立支援加算を取得していること。

（２）送迎加算又は通所自立支援加算の取得がない場合、送迎体制について書面で提出すること。

６　事業所間の意見交換

実施要綱第１０条に規定する事業所間の意見交換の実施方法は、別紙１とする。

７　保護者による事業所の評価

実施要綱第１２条に規定する保護者による事業所の評価の実施方法は、別紙２とする。

８　事業計画書の提出

（１）都が指定する期日までに別途規定する補助交付申請書に添えて事業計画書を提出すること。また、事業開始日は月初日とすること。

（２）事業計画書の変更の届出が必要な事項は、別表２のとおりとする。

９　関係書類の整備等

関係書類を整備し、事業完了後、５年間事業所に保管するとともに、都が必要と認めた場合には、その求めに応じ提示又は提出しなければならない。また、関係書類は、書面に代えて電磁的記録として保管することも可能とする。

附則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和４年９月 12 日付４福保障施第 1587 号）

この要領は、令和４年９月 12 日から施行する。

附則（令和５年５月２６日付５福保障施第109号）

この要領は、令和５年５月２６日から施行する。

附則（令和６年６月１８日付６福祉障施第６０号）

この要領は、令和６年６月１８日から施行する。

附則（令和７年５月２０日付７福祉障施第５４号）

この要領は、令和７年５月２０日から施行する。